

<誓約書>

豊島区長

保育所入所申込書類のとおり、豊島区に転入予定です。豊島区認可保育施設の入所を希望するにあたり、下記について誓約し、本誓約書を提出します。

- 入所が内定した場合、入所希望月前月の保育課最終営業日(※1)までに、下記の【必要な手続き】①～③を済ませることを誓約します。①～③のいずれかが入所希望月前月の保育課最終営業日(※1)までに済んでいない場合、保育所入所承諾(内定)を取消されることに異議はありません。また入所が保留になった場合の保留通知書は下記の【必要な手続き】①、②の完了後にのみ豊島区から発行されることを承諾しました。

【必要な手続き】

- ①保護者と子の豊島区への住民登録の異動手続き
 - ②豊島区保育課窓口での手続き
 - ③内定園での面接・健康診断
- 「入園月前月までに豊島区へ転入することが確認できる書類」(※2)に不備があるもしくは、申込み締切日までに提出が間に合わない場合、選考上では「転入予定なし」として取り扱われ、申込み制限の対象になることに異議はありません。

年 月 日

保護者署名

申込み児童名

現住所

転入後住所(予定)

転入予定日



どちらかにチェックを入れてください

入所が保留になった場合の転入予定日について

☐	入園できなかった場合、申請書の有効期間内(最大6か月)は <u>入園できるまで転入日を1か月ごとに延長</u> します。内定した場合、上記【必要な手続き】①～③を入園月の前月の保育課最終営業日(※1)までに行うことを誓約します。
☐	入園できなかった場合でも <u>予定どおり転入</u> し、上記【必要な手続き】①、②を入所希望月前月の保育課最終営業日(※1)までに行います。手続をしなかった場合、入園申込みは無効となることに異議はありません。

<重要>

(※1)保育課の受付時間は平日8時30分から17時です。

(※2)「入園月前月までに豊島区へ転入することが確認できる書類」を必ず添付してください。

契約を取り交わし済みの建物の「売買契約書・工事請負契約書」または「賃貸借契約書」で、契約者双方(売主・買主、貸主・借主)の押印、転入先の豊島区の住所、入居予定日または引き渡し日が入園希望月前月中であることが確認できるページの写しが必要です。豊島区在住の親族宅に同居予定の場合は、住宅の持ち主が記載した「同居同意書」の提出が必要です。これらの書類に不備があるもしくは、申込み締切日までに提出が間に合わない場合、「転入予定なし」の取り扱いとします。